開　発　構　想　計　画　届　出　フ　ロ　ー

敷地面積が５００㎡以上の開発構想計画

↓

和泉市特定宅地開発の手続に関する条例に該当する開発行為（※）について、市に「開発構想届出書（当該開発地の土地所有者の同意書添付）」を提出。

↓ ７日以内

開発予定地に「開発構想標識」を設置・市に報告

開発構想届を建築・開発指導室窓口で希望者に公表

↓

関係住民に開発構想の説明

↓ １０日以内

関係住民は、開発構想計画に対する意見書を特定開発事業者に提出

↓ 回答・話合い

開発構想説明終了後、説明の実施状況・関係住民から出た意見に対する特定開発事業者の見解・結論を記載した「**開発構想説明状況等報告書**」を、市に提出。

↓ 提出後

「開発構想標識」に「開発構想説明状況等報告書」を市に提出したことを記載。

↓

都市計画法・建築基準法・条例及び要綱に基づく事前協議・申請等の手続きへ

※ 敷地面積が、５００㎡以上の建築物の建築又は用途変更で、

ア. 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第２条第１項の風俗営業を目的としたもの

イ. 建築物の高さが２０ｍを越えるもの

ウ. ア及びイに掲げるもののほか、周辺環境に著しい影響を及ぼすと認められるもの